

全員協議会資料

件名：厚真町指定管理者評価委員会条例の制定について

令和5年11月24日

総務課総務人事グループ

厚真町指定管理者評価委員会条例の制定について

1 制定の目的

指定管理者が町に代わっておこなう行政サービスに関し、条例・規則及び協定等に
従い、適切で確実なサービスが実施されているかについて確認・評価するとともに、
確認・評価を通じてサービスの向上や業務改善に必要な情報を得ることにより、施設
の管理運営の適正化を図ることを目的として、指定管理者が行う業務や経理の状況に
対する評価を実施するため、委員会組織について条例制定しようとするもの

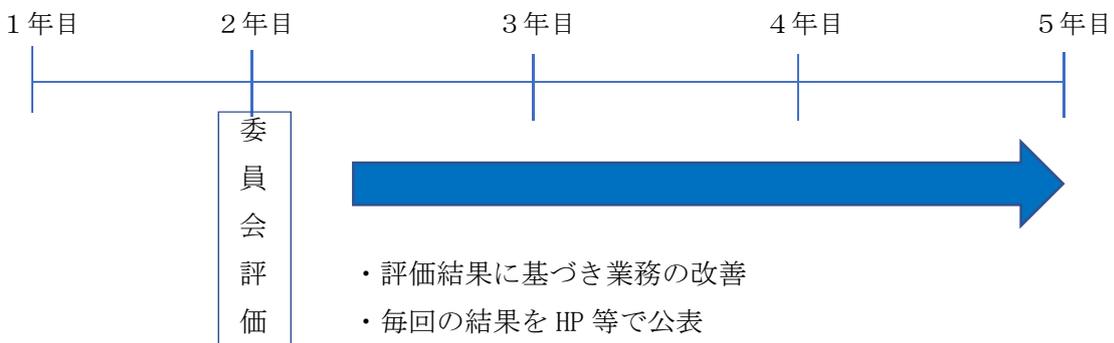
2 制定の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理
者の公の施設の管理に対して適正な評価を行うため、厚真町指定管理者評価委員会を
置くものとする。

3 評価委員会による評価

評価委員会における評価の対象施設は、原則として、指定管理を開始して2年目か
ら評価委員会による評価を実施する。2年目から4年目に実施する評価は、残りの指
定期間における業務の改善を行うために実施し、5年目に実施する評価は、次期指定
管理者の選定に反映させるために実施する。評価委員会は、施設所管課が作成した指
定管理者評価表について、当該施設所管課等により必要な資料提供及び説明を受ける
などして、評価を決定する。

【委員会評価】



- ・2年目以降事業報告書に基づき施設所管課ヒアリング及び委員会評価実施
- ・4年間の事業実績を評価
- ・評価結果を指定管理者候補者の選定に反映

4 組織体制

評価委員会は、委員8名以内をもって組織しようとする。

- (1) 識見を有する者 2名
- (2) 総務課長
- (3) まちづくり推進課長
- (4) 住民課長
- (5) 産業経済課長
- (6) 建設課長
- (7) 生涯学習課長

5 任期

委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。